

平成29年7月21日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成29年7月21日（金） 午後2時00分 ～ 午後4時00分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	石原 佳洋
委員	月村 時子	教育次長	折戸 敏仁
委員	野原 正美	義務教育総括監	服部 和也
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井 和裕
(竹中裕紀委員は欠席)		教育総務課長	布施 明彦
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育総務課教育主管	古田 秀人
		教育財務課長	林 裕久
		教職員課長	石田 達也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	三輪 康典
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	渡邊 勝敏
		学校支援課教育主管	園部 栄子
		特別支援教育課長	林 雅浩
		体育健康課長	野田 正明
		体育健康課教育主管	中川 浩美

3 議事日程等

議第1号及び議第2号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成29年7月11日開催の臨時教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ( ) 書きは事務局発言
<p><b>議第1号 職員の懲戒処分について（非公開案件）</b></p>	
<p>職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p><b>議第2号 市町村立学校管理職の人事異動について（非公開案件）</b></p>	
<p>市町村立学校管理職の人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p><b>事務局報告（政策）</b></p>	
<p><b>（1）平成29年度第1回発達障がいのある児童生徒の教育支援体制検討会議の報告について</b></p>	
<p>特別支援 教育課長</p>	<p>平成29年度第1回発達障がいのある児童生徒の教育支援体制検討会議を開催したので報告する。</p> <p>この会議は、昨年度より発達障がいのある児童生徒の教育支援体制の充実に向け検討する事を目的として、大学関係者、保護者、小中高校長、市町村教委等の有識者により構成され、ご意見を伺ってきた。</p> <p>主な協議題は、取組の前提となる、発達障がいのある児童生徒の実態把握について、昨年度及び今年度の取組について報告したこと。小中高と切れ目のない支援を継続していくために、個別の教育支援計画を作成し、これを円滑に引き継いでいく事が課題となるため、その際に必要となる保護者への理解啓発の在り方等についてご意見をいただいた。委員から出された主なご意見としては、実態把握については、困り感を持つ児童生徒の支援につながるような調査及び支援が必要との観点から、ご覧のようなご意見をいただいた。また、円滑な引継の在り方については、昨年度中学校から高等学校に個別の教育支援計画を引き継ぐ際の連携システムを構築し実施したことを受け、これを確実に進めていくという観点より、ご覧のようなご意見をいただいた。今年度の方向性については、発達障がいのある児童生徒に対しては指導の手引きの作成、また円滑な個別の教育支援計画の引継ぎについては一昨年度作成した引継ぎの手引きの改定を進めていくということについて了解をいただいた。今後も引き続き検討を進めていきたい。</p>
<p>月 村 委 員</p>	<p>発達障がいについて、近年、小中学校は手厚く対応していると思うが、幼児への支援はどうか。発達障がいの児童が増えている中で幼稚園への支援は手薄であるように感じる。岐阜県は保育園が多いと思うが、幼稚園への対応はどうか。</p>
<p>学 校 支 援 課 長</p>	<p>幼児教育推進会議の報告と重なる部分があるが、岐阜県の幼児の多くは保育園に入園しているという状況である。その中で行われる特別な支援については、幼稚園でも難しさを感じるという話が多い。昨年3月に策定した第二次岐阜県幼児教育アクションプランの中で、重点的に行わなければならないもののひとつとして、幼児期における特別な教育支援の体制整備があげられる。県教育委員会が中心となり、幼稚園の設置者である市町村や学校法人に対し、特別な支援を必要とする幼児を支援するために、特別支援教育コーディネーターを設置することや研修を充実させていく。また、特別支援教育の連携協議会があるが、特別な教育を必要とする子に対し、どういう支援が必要なのかを早期発見し、支援していくシステムを構築する中で動いている段階である。</p>

ホームページ公開用

<p>月村委員</p>	<p>全国的に3歳児検診は実施されており、3歳程度であれば実態調査により把握していると思うが、発達障がいと診断されている子どもでも幼児教育の場ではなるべく皆と一緒に幼稚園に通い、小学校に上がるまではそこで生活できるようにして欲しいという要望が強い。重度の子は大変だと思うが、発達障がいは様々であり、集団での生活をしていける幼児も多くいるため、岐阜県では何か手立てを考え、普通の幼稚園や保育園に通い生活できるように構築していくのが良いのではないかと考える。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>幼稚園の中で、特別な支援を必要とする子どもが普通に生活できるかを考えた時に、小学校と同じように実態を掴み、その子どもに対しどう教育していくか共通認識をもつ必要があると考える。そのためには、小中学校や高校と同様に個別の支援計画を幼稚園でも広げようという方向である。実態として公立幼稚園では、特別な支援が必要な子どもの8割程度で個別の支援計画が作成されている。なお、私立は4割弱で、保育所も5割程度であり、設置形態などにより、作成状況にはばらつきがある。幼児期の教育については、公立かつ幼稚園というものは近年少なく、多くは保育園や私立の幼稚園であるため、今後は如何に情報を提供していけるかなどについて、方策を考えていきたい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>障がいの程度はなかなか難しく、発達障がい、知的障がい、視覚障がい、聴覚障がいなどがあるが、その中で言葉が出てこないが絵がとても上手な子どもがいる。また、ピアニストでも視覚障がいだが絶対音感を持っている子どももいる。発達障がいの中でも自閉症気味だが隠れた能力をもっている子どもや支援が必要な子どもなど様々なタイプがいるため、実態把握することは意外と難しいのではないかと考える。ただ、そこが出来ていないと対策も難しいのではないかと考える。また、障がいにも先天的と後天的なものがある。因果関係も含めた実態把握をしなければならない。簡単ではないが、やり続けなければ対策はできないのではないかと考える。現時点で、詳しい実態把握は進んでいるのか。</p>
<p>特別支援教育課長</p>	<p>実態把握の現状は、学校の教員が発達障がいのあると思われる子どもを対象としているが、その際に判断するための目安はある。また、実際に診断を受けたお母さんも、調査の中でみていくところであり、様々な観点で発達障がいの範囲があるため、教員が発達障がいであると気づけるような教員の力を身につける働きかけをしていく必要がある。把握していく中で必要な支援についても、より適切に支援へ繋がる手引を作成しているが、支援方法についても示せるようにしていかなければならないと考える。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>マイナスチェックばかりしているのではないかと考える。例えば、エジソンは発達障がいがあり学校へ行かなかったが、発明王になっている。マイナスチェックも必要だが、隠れたプラスがある子どもが、マイナスチェックされることで人生を葬り去られる可能性があるため気をつける必要がある。</p>
<p>野原委員</p>	<p>子どもに障がいがあると診断された親としては動揺があり、出来るだけ隠して同じ学校の同じ教室で学習して欲しいという願いもあると思うが、それでは子どものためにならないこともある。それを誰に判断してもらい、親に理解して頂いたうえで様々な道や方法があることを抵抗なく伝える働きかけをすることが必要ではないかと考える。教室に無理やり居させられる子どもや周りの子どもの教育の妨げになる行為があることを保護者は把握できなければならない。社会で独り立ちしていくために身に付けた方がよい教育があることを抵抗なく受け入れられる方法があれば良いのではないかと考える。学校現場では踏み切れない親が多いと聞いたため、検討していかなければならない。</p>
<p>特別支援教育課長</p>	<p>発達障がいそのものから入ると難しいところがある。実態を把握していく中で、支援が必要と思われる子どもの困難な部分などがどこかという項目がある。具体的には、聞く力、話す力、読む力、書く力、計算する力など学びの部分が出てくる。例えば、読みにくさや書きにくさなど具体的なことを親と相談していく中で、そこからどう支援を進めていくかというやり方も通常の学校の中で進めていく必要があると考える。また、最終的には個別の教育支援計画により、子どもの学びにくさを解決するために通常の方法で</p>

	<p>はなく、どこに弱さがありそれをどう克服していけばよいのかという計画を作成することで支援を一緒に行っていくというやり方が出来ていくと考える。個別の教育支援計画も一緒になって広めていけるよう努めていきたい。</p>
<p><b>(2) 平成29年度岐阜県立特別支援学校結核対策委員会の報告について</b>  <b>(3) 平成29年度第1回岐阜県つながる食育推進委員会の報告について</b></p>	
<p>体育健康課 課長</p>	<p>平成29年度岐阜県立特別支援学校結核対策委員会を開催したのでご報告する。</p> <p>県立特別支援学校における結核対策に係る精密検査の受診の必要性について検討している。各県立特別支援学校の小学部・中学部で実施した定期健康診断により、35名の児童生徒について、精密検査の受診をもとに検討を行い、7名の児童生徒を要精密検査と判断した。なお、昨年度は9名の児童生徒について、要精密検査とし、精密検査を受診した結果、「全員が異常なし」との報告を受けている。</p> <p>次に平成29年度第1回岐阜県つながる食育推進委員会を開催したのでご報告する。</p> <p>今年度から始まる文部科学省指定の新規事業である。モデル校である下呂小学校の事業計画の説明と事業内容等について、意見交換をおこなった。主な意見としては、「減塩の取組について」、「子供の行動を変容させるための手立てについて」、「モデル校の下呂小学校の実態に合わせた食育の推進について」ご覧のようなご意見をいただいた。今後は、委員会での意見をもとに事業計画を見直し、報告書にまとめ、県内の小中学校に配布し普及啓発を進めていく予定である。</p>
<p>月村委員</p>	<p>今年度から自身の幼稚園で食育について取り組みを始めたが、食べるだけでなく食べるものを育てるということは大切であり、自分たちで作り育てたものを食べると、子どもたちの食に対する興味関心が全く違う。自分たちが育てたものに親近感もち食育ができていたため、岐阜県の中で食育に取り組んでいく学校があれば、同じようにできれば中身が充実すると考える。人間にとって食べることは大切であり、人の命に関わることで自然の仕組みまで話が広げられると考える。</p>
<p>体育健康課 課長</p>	<p>国の事業として行っているが、それ以外にも家庭科や総合学習などの時間で、育て加工し食べるといった過程を踏まえた授業も実際に行っている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>前に学校給食甲子園で岐阜県が1位になったが、最近そういった実績はないのか。また、下呂は周りに様々な食べるものがあるが、地元の素材を利用するということがあまり書かれていないが、実際に利用していると聞いたことがあるため記載したほうがよいのではないかと。</p>
<p>体育健康課 教育主管</p>	<p>全国規模の学校給食選手権において平成22年に郡上市の白鳥学校給食センターが全国優勝している。また、農林水産省が地産地消給食メニューコンテストを行ったが、昨年は川辺町の学校給食センターが文部科学大臣賞をとった。下呂市については、地元の生産者の方に下呂市の推進委員に入って頂き、地元食材を活用した取り組みを進めていく計画となっている。</p>
<p><b>(4) 平成29年度第1回岐阜県教育委員会総括安全衛生委員会の報告について</b></p>	

<p>福利厚生室長</p>	<p>平成29年度第1回岐阜県教育委員会総括安全衛生委員会を開催したのでご報告する。</p> <p>総括安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び衛生に関する重要な事項について意見交換をする場として設置している。7月7日の委員会では、3つの事項を取り上げさせていただいた。まず、教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取り組み方針として、教職員の働き方改革プラン2017の内容について説明した。二つ目として、昨年度から実施しているストレスチェックについて、メンタルヘルス不調の早期発見のために活用すること、また全教職員がストレスチェックの目的を理解し受検することが必要であるとの観点から、今年度の実施計画について説明した。三つ目として、今年度の健康管理計画について、メンタルヘルスに係る相談体制の拡充や、生活習慣病の予防のために、新たにウォーキング事業を実施することを説明した。委員からいただいたご意見については、点線囲みの中に記載している。働き方改革プランに関するご意見を多くいただいたが、主な意見を紹介する。</p> <p>学校現場の委員からは、生徒に対応する時間を確保するためには、早朝出勤など時間外勤務をせざるを得ない状況にあり、プランどおりにはいかない現実があるとのご意見がある一方で、まずは、時間外勤務の状況を正確に把握することや、決められた時間内で業務をこなすという考え方を浸透させるなど、働き方そのものを変える意識改革が必要であるとのご意見もあった。そして、既に一部の学校では、子どもと向き合う時間を大切にするため、少しでも業務量を削減し、職員が前向きに取り組むことができるように、校内でアンケートを実施し、対策を検討していく動きがあるとのご意見があった。また、業務量削減の具体的な取り組みとして、これを機会に学校と地域、家庭との役割分担を見直していくこと、部活動に関しては、教育活動における位置づけ、大会の平日開催、合理的な指導方法を検討する必要があることなどのご意見があった。そのほか、ストレスチェック事業の実施にあたり、医師による面接指導を産業医に対応していただく場合があることについて、学校の勤務環境を十分に理解したうえで対応する必要があるとのご意見があった。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>ストレスチェックは、管理職も行っているのか。特に校長先生は必要でないか。</p>
<p>福利厚生室長</p>	<p>管理職を含め、全教職員が対象である。様々な方に受検して頂けるよう今後も対応していきたい。</p>
<p><b>(5) 平成29年度第1回岐阜県幼児教育推進会議の報告について</b></p>	
<p>学校支援課長</p>	<p>平成29年度第1回岐阜県幼児教育推進会議を開催したのでご報告する。</p> <p>岐阜県では、昨年3月に第2次岐阜県幼児教育アクションプランを策定し、平成28年度から31年度までの4年間を計画期間として幼児教育の振興施策を展開している。本会議は、このアクションプランを実効的なものにしていくために、公立と私立の幼稚園、保育所、認定こども園の関係者に参画いただき、諸施策の実践状況を確認し、県として取り組むべき方向性について検討をいただいている。特に重点的に議論をしている内容は、幼児期と小学校とを円滑につなぐための岐阜県版接続カリキュラムの策定についてである。資料の最後にお示ししているように委員からも幼児期に身に付けた力が小学校教育につながっていることが分かるようにするとよいとのご意見をいただいております。今後、作成を進める接続カリキュラムにおいては、ご意見を伺いながら対応していきたい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>具体的に野菜を作り食べることや蚕を飼い糸を作るなど、岐阜県は自然に親しみながら学べる特別なカリキュラムができると考える。都会の子は小さい頃から塾に行ったりしているが、そうではない新しい内容が入ってもいいのではないか。</p>

## ホームページ公開用

月村委員	<p>組み込んでいただきたい点として、幼児教育は若い親が初めて教育の場に参加するため、どの様なことをしているのか一緒に知ってみたいという興味関心がある。上手に門戸を開き、親や地域の方を幼稚園や保育園の中に取り込んで一緒に活動できるような計画を立てると、楽しみながら親子で様々なことができるのではないかなと思う。</p>
学校支援課長	<p>幼稚園は小学校のような教科の学びが中心ではないため、各地域の特徴に応じた遊びを通して、どの様なことを身に付けるかという様々な体験的活動が中心となる。特に幼稚園で体験的な遊びを通した学びから、小学校に入ると机に向かう教育になるため、そのギャップが子どもにとって難しいものになる。それを克服するため、幼稚園の先生には、小学校での教科がどう進められていくのかを知っていただいたうえで、そこへ繋げるために幼稚園でどの様な取組を仕組みれば円滑に移行できるか、また、小学校の先生には幼稚園の学びを理解していただき、小学校に上がった際に、どう机に向かっていく学びへと移行していけるかを考えていただく。また、幼稚園においては、保護者にも参加していただき、子どもの成長の様子を見ていただいたうえで幼稚園教育を展開していくという実践を進めていただきたい。進めている施策に活かしていきたい。</p>
月村委員	<p>幼児教育において大切にしていることは、小学校への繋げ方において学習への配慮を幼児期から意識的に子ども達にどう身に付けさせるかであり、このことについて常に保護者、幼稚園、小学校から意見をいただき、考えている。一番大切なのは、幼児教育であり、小さい子は心が繋がらなければ楽しく身に付けることができないということである。このことについて、先生方に上手に指導していけると良いのではないかな。</p>
教育長	<p>幼稚園をなかなか見に行く機会がなく、随分前に教育委員会で加納幼稚園は視察したが、それ以降は行ってないため、良いところがあれば視察の候補地にあげていただきたい。</p>
<p><b>(6) 県立高等学校の教科書採択について</b></p>	
学校支援課長	<p>県立高等学校の教科書採択についてご報告する。</p> <p>県立学校の教科書採択については、例年8月又は9月の定例教育委員会においてご審議をいただいている。本年度は、文部科学省への報告期限が9月16日となっておりますので、9月13日の定例教育委員会において、各学校の教科書選定結果をお示しするとともに、それらの採択についてご審議をお願いしたいと考えている。なお、昨年度までは前年度の教科書検定に合格した教科書をこの場にお持ちしていましたが、事務負担の軽減等のため、今年度から取り止めさせていただくことをご了承いただきたい。もちろん、委員の皆様の研究等のために実物をご覧になりたいという希望がありましたら、事務局にご指示いただければ手配し、お手元にお届けする。なお、県図書館や岐阜県総合教育センター内の図書館でも教科書をご覧いただける。</p> <p>また、委員の皆様にご一点お願いがある。別途、お配りしている資料をご覧ください。他県におきまして、親族が教科書発行者に勤務しているにもかかわらず、教育長や教育委員が教科書採択の議決に加わったという事案があった。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、本人や親族が利害関係者である場合は議事に加わることができない旨を規定している。関係法令の趣旨を徹底するため、教育委員の皆様においては、教科書採択に係る議案に先立ち御本人、配偶者又は三親等以内に親族等が教科書発行者でお勤めでないかについて、お配りしている自己申告書に記載をいただき、事務局にご提出をお願いする。もし勤務されている等ありましたら、ご相談させていただきたい。</p>
<p><b>(7) 岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定(案)について</b></p>	
学校安全	<p>岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定(案)についてご報告す</p>

課 長 する。

平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、これを受けて同年10月11日に国のいじめの防止のための基本的な方針が決定された。本県においても、平成26年3月に岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針を策定している。根拠法令として引用しているが、第11条で、文部科学大臣が基本方針を定めるものとされており、第12条では、地方公共団体は、国の基本方針を参酌して、地方の基本方針を定めるよう努めるもの、とされている。県の基本方針は、この第12条を根拠に策定されたものである。次に、今年3月14日、国の基本方針が改定された。主な改定事項として、「いじめの定義の変更」、「いじめの解消の定義の明確化」などがある。今回、この国の改定を受けて、県の基本方針を改定しようとするものである。6月以降、「いじめ問題対策検討会」や、条例に基づく当委員会の附属機関である「いじめ防止等対策審議会」等でご意見をいただき、改定案をとりまとめた。本日は、その案についてご意見いただき、結果を踏まえて、次回8月22日開催予定の定例教育委員会会議に議案として提出したいと考えている。

資料1で、主な改定事項について12のポイントとして整理している。その多くは国の基本方針に準拠しているが、一部について岐阜県独自の内容を盛り込んでいる。それぞれの項目の右端に「国の方針準拠」又は「県独自」等と記述している。順次ポイントをご説明する。

1点目、「けんかは除く。」を削除する。国準拠である。けんかやふざけあいでも児童生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するかを判断するものである。2点目暴力行為等防止支援員、いじめ・不登校等未然防止アドバイザーによる学校への支援を明記する。県では、独自にこれらの支援員、アドバイザーを派遣しており、今後とも推進しようとするものである。3点目から5点目は国準拠である。6点目学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画を明記する。国準拠である。下から4行目の「可能な限り」の趣旨について、文部科学省に確認したところ、メンバーに必ず名を連ねておき、事案に応じ、会議に参加するということだった。「可能な限り」とは、「必ず」に近く、ただ、地域によっては人材確保の面で難しいこともあるため、こうした表現としたとのことであった。7点目は国準拠である。8点目未然防止のキーワードとして「自己有用感」や「自己肯定感」を育むことを明記する。国準拠及び一部県独自である。未然防止の重要なポイントを示すため記載する。また、点線下線部は県独自として、これまでに県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用することを追記している。なお、県の審議会においても、「自己有用感」と「自己肯定感」の性質の違いに着目し、両方を併記するのが適当ではないかのご議論があったところである。9点目は国準拠である。10点目いじめの解消の定義を明記する。国準拠及び一部県独自である。この点は今回の改定の中の大きなポイントと考えている。改定案では、いじめの解消の定義について、2つの要件を定めている。1つは、いじめに係る行為が止んでいること、である。この期間について、少なくとも3か月を目安とすることとしている。もう1つが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、である。この点は、非常に難しい問題を含んでいると考えている。国の基本方針を検討する審議会においても、例えば次のようなご議論があったところである。「心の問題の場合には、完治ということではなくて、寛解という状態が、大きいのだろう。」また、「解消というのは神のみぞ知るといふことにしか、結論はないのだろう。」といったご意見があった。この様に、いじめの解消の判断基準が明確になると同時に、大変困難にもなったわけで、これにより、解消と判断できる件数が非常に減ってくることも懸念される。今後、文部科学省では、いじめの解消率を教育振興基本計画において指標としていたものを廃止する方向で検討中と伺っている。次に、これまでの県の検討会、審議会のご議論の中で、外部専門家による面談等により、心身の苦痛を感じていないかどうか確認するという追記したいと考えている。国の基本方針では、面談等を誰が行うか、主語が明確でなく、もし、面談等を行うのが学校の教員等である場合、児童生徒は、「もう大丈夫」としか答えられないのではないか、また、保護者の方も納得されないのではないか、というご議論があったことを踏まえたものである。この加筆について、文部科学省に適否を確認したところ、「適当である。」との回答を得た。11点目は国準拠である。12点目重大事態への対

ホームページ公開用

	<p>応の留意点を明記する。重大事態が発生したものであるものとしての報告・調査等に当たることを徹底させるためである。これも重要な改定項目で、この通り運用すると、重大事態の件数、即ち、教育委員会から知事への報告件数が増加するのではないかと、ということである。この点について、文部科学省では、報告件数の増加は止むを得ず、重大事態として調査の結果、そうであったものと、そうでなかったもの、が判明し、それを公表する、という考え方である。そうすると自死なり、不登校なり、重大事態となる前の対応が極めて重要となる。その様な認識を県内に周知徹底したいと考えている。以上が改定ポイントのご説明である。</p> <p>資料2は岐阜県の基本方針の新旧対照である。資料3は県の検討会、審議会でのご意見を集約したものである。資料4は今年の5月に大きく報道された茨城県取手市の事案である。5月末に報道等で大変話題となった取手市の事案について、注視してきた。実際には報道が頼りであり、それによると、5月29日の報道であったように、市教委が、いじめによる重大事態に該当しない、と議決したうえで第三者委員会を設置した、ということであった。これは法律に基づく手続きとは相容れないものと考えられ、岐阜県内で同様の事案が発生するとは考えていないが、この様なことのないよう、今回の改定の周知に併せ、改めて法の趣旨、仕組みを徹底したいと考えている。資料5はいじめ防止対策推進法、資料6は国のいじめの防止等のための基本的な方針の参考資料である。</p>
<p>教育長</p>	<p>平成25年度にいじめ防止対策推進法ができてから、今回初めて国において改訂されたため、それに合わせ県においても改訂していく。本日の資料は大変、膨大であるため次回の審議にむけて読み込んで頂いたうえで、ご議論頂きたい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>次回、しっかり議論しないといけないと思うが、未然の防止策、初期段階での早期発見、ある程度進行してから行う対応の3段階の対策が必要ではないか。次回までに3段階を踏まえた整理をしておくと思論しやすいのではないかと。</p>
<p>学校安全課長</p>	<p>3段階の施策等について、次回までに整理した資料を準備する。</p>
<p><b>(8) 県立学校講師自死事案について</b></p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>県立学校講師自死事案についてご報告する。</p> <p>7月19日(水)に遺族・代理人弁護士・太田県議が副教育長と面会し、申し入れがあった。遺族・顧問弁護士の申入れの内容は、5点である。1点目に教育委員会としてあらためて第三者調査を含む調査を行うこと。2点目に教育長に報告があがってなかったことの調査を行うこと。3点目に過労自殺の発生を防止するための対策をたてること。4点目に関係者の処分を行うこと。5点目に今後のスケジュールを明らかにすること。であった。これに対して、副教育長からは、1点目と2点目について、基金が第三者として調査を実施済みであり、また現在、教育総務課の事務系職員による検証を進めていること。3点目について、6月に「教職員の働き方改革プラン2017」を策定し、順次取組を行っていくこと。4点目と5点目について、遺族側との間で争いにならないことを見極めたうえで、手続きを進めることを回答した。その他に、代理人弁護士より、近く県に対し損害賠償請求を行うとの発言があった。</p>
<p>副教育長</p>	<p>遺族側は、なかなか形が見えてこないことに不安感を抱いていると感じた。現在、調査を進めているが、教育総務課長から説明のあったとおり、処分は1回のみであるため、後々また争点にならないよう慎重に対応したい。</p>
<p>教育長</p>	<p>これまでも説明してきたが、事案は平成25年に起きたものであり、既に4年が経過している。ご遺族の苛立ちは十分理解出来る。慎重に調査検証を進め、適切な時期に処分等対応していきたい。</p>



ホームページ公開用

<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（１）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教育総務課長	（岐阜県における全国レベルの表彰について、スポーツ部門の6月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。）
<b>（２）平成29年度教育委員行事予定について</b>	
教育総務課長	（平成29年度教育委員行事予定について、前回からの変更点は、網かけの箇所である。）
<b>その他</b>	
教育総務課長	（高校の活性化に向けた全県一区や県外募集について、チラシを作成し、各中学校経由で夏休み前に中学3年生の生徒に渡るように配布した。）
稲本委員	全国に募集枠を設置しますというだけではよく分からないのではないかと。各学校が、告知するような資料は作成するのか。
教育長	県外募集については、それぞれ作成することになっている。
教育総務課教育主管	（募集については、今月末に11の高等学校のどの学科で募集をするか発表をする。また、毎年10月に入学定員を決定するが、そこで該当の枠についても検討頂く。そのような段階を踏まえながら、他県に対する公募も進めていきたいと考えている。 なお、坂下高校に隣接している長野県については、既に通える対象の中学校があり、学校支援課で長野県教育委員会と連絡をとりながら、広報活動について具体的に動いているところである。）
学校支援課長	（隣接県協定という形で、岐阜県内でいうと坂下高校と中津商業と中津川工業の3校について、長野県の一部地域から通えるようになっている。また、逆に中津川市の方からも長野県の一部高校について通える。今回、坂下高校は福祉の分野で全国募集をするに伴い協定をどの様にするかということや、坂下高校など全国募集を始めようという高校が近隣の県の中学校に宣伝活動をしたいということで、その点の了解を頂くために訪問した。長野県も岐阜県と同じような悩みを抱えており、その中で定員割れの学校が増え、山梨への流出が増えていといった問題点があるようで、岐阜県の動きを注視しているとのことであった。）
教育長	働き方改革2017を出したが、働き方改革については県のみで行えないため、来週国へ行き要望することになっている。結果などについては、次回報告する。
<b>閉会</b>	
午後4時00分、閉会を宣言する。	